

<対策のポイント>

適正な産地表示等を確保するため、**食品の科学的分析による原産地判別等を強化**し、効果的・効率的な監視を実施します。また、**加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入**に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティの推進方策を検討し、併せて普及啓発を行います。

<政策目標>

- **食品表示の遵守**状況の確実な改善（食品表示の不適正率1.0%以下 [平成32年度まで]）
- 加工食品の**原料原産地表示の適正な実施**と**食品トレーサビリティの取組率**の向上
（流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存の取組率50% [平成31年度まで]）

<事業の全体像>

事業名	要求額 (百万円)
産地表示適正化推進事業	38 (35)
産地表示適正化対策事業 [拡充] ・不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、 高い精度で原産地判別のための科学的分析 を実施。	21 (18)
食品表示・トレーサビリティ推進事業 [拡充] ・中小規模の食品事業者が取り組みやすい加工食品の原料原産地表示のマニュアルを活用したセミナーを開催。 ・食品事業者や学識経験者等有識者をメンバーとした検討会において、フードチェーンを通じた食品トレーサビリティの推進方策を検討し、併せて普及啓発を実施。	18 (17)

(※個別の事業の詳細は次ページ以降)

食料・農業・農村基本計画 (抜粋)
(平成27年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策
(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- ② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。

総合的なTPP等関連政策大綱 (抜粋)
(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)

II TPP等関連政策の目標

3 分野別政策展開

- (2) 食の安全・安心
 - **新たな加工食品の原料原産地表示制度が円滑に実施されるよう食品事業者及び消費者への普及・啓発を図る。**

産地表示適正化推進事業委託費のうち 産地表示適正化対策事業委託費

【平成31年度予算概算決定額 21（18）百万円】

<対策のポイント>

適正な産地表示等を確保するため、**食品の科学的分析による原産地判別等を強化し**、効果的・効率的な監視を実施します。

<政策目標>

食品表示の遵守状況の確実な改善（食品表示の不適正率1.0%以下〔平成32年度まで〕）

<事業の内容>

<背景>

- 輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、**産地偽装等の取締りを強化していくことが必要**。
- 食品表示の適正化を図るため、地方農政局等の監視官が小売店舗や食品製造業者等に立入検査を実施し、伝票類の精査・検証等を実施するとともに、**高い精度の原産地判別のための科学的分析を活用し、取締りを強化することが重要**。

食品表示法に基づく監視・取締りの実績

- 国による指導件数等（29年度）
- ・文書による是正指導：231件
- ・指示・公表：11件

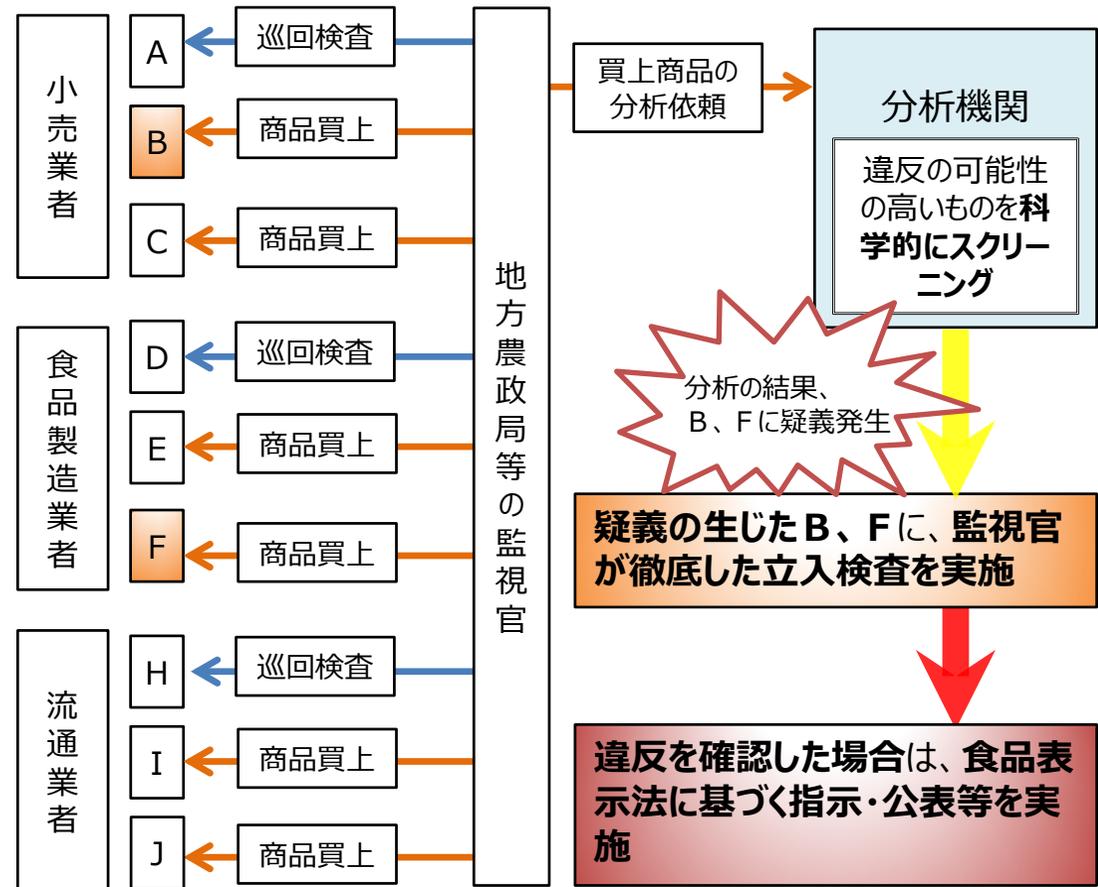
<事業内容>

- 不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、**高い精度で原産地判別のための科学的分析**を実施します。〔拡充〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 消費・安全局 消費者行政・食育課（03-6744-2100）

<対策のポイント>

加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティ（個々の食品事業者等が、取引に関する情報の記録を作成・保存等すること）の推進方策を検討し、併せて普及啓発を行います。

<政策目標>

加工食品の原料原産地表示の適正な実施と食品トレーサビリティの取組率の向上

（流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存の取組率50% [平成31年度まで]）

<事業の内容>

<背景>

○加工食品の原料原産地表示制度について、平成34年3月の経過措置期間中に全ての食品事業者が対応できるよう、特に中小企業における新制度への円滑な移行を支援。

○リコール時の報告義務新設等を内容とする食品衛生法改正を契機に、表示の信頼性向上にも寄与する食品トレーサビリティの拡大を推進。

<事業内容>

1. 原料原産地表示に関するセミナー

中小規模の食品事業者が取り組みやすい加工食品の原料原産地表示のマニュアルを活用したセミナーを開催します。

2. 食品トレーサビリティの普及啓発[新規]

食品事業者や学識経験者等有識者をメンバーとした検討会において、フードチェーンを通じた食品トレーサビリティの推進方策を検討し、併せて普及啓発を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国別重量順に表示

例：(A国、B国)、(A国、B国、その他)

〔実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入〕

又は表示

〔国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合〕

例：(A国又はB国)、
(A国又は国産)、
(A国又はB国又は
その他)

〔過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記〕

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

〔国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合〕

大括り表示+又は表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可
〔過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記〕

〔「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合〕

中間加工原材料の製造地表示

〔対象原材料が中間加工原材料である場合〕

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、上記の考え方を準用